

香芝市告示第 1 3 9 号

香芝市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 8 号）第 7 条の規定による書類を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないため、介護保険法（平成 9 年法律 1 2 3 号）第 1 4 3 条の規定により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり公示送達する。

この公示送達に係る関係書類は当市健康福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 6 月 2 3 日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

- ① （略）
- ② （略）